

東京都教育委員会 殿

東京都国公立高等学校等奨学のための給付金受給申請書

東京都国公立高等学校等奨学のための給付金事業支給要綱第3条に規定する支給対象世帯に該当するため、同要綱第12条規定の支給方法について同意し、同要綱第6条の規定により以下のとおり申請します。

申請者住所 (保護者等)	〒 () Tel ()	ふりがな	
		申請者氏名 (保護者等)	
該当区分 ※いずれかにし点を付けてください。	<input type="checkbox"/> 生活保護（生業扶助）受給世帯 → 【1】と裏面の【2】及び【4】を記載してください。 <input type="checkbox"/> 都道府県民税所得割及び区市町村民税所得割が非課税の世帯 → 【1】と裏面の【2】、【3】及び【4】を記載してください。		

【1 対象となる高校生等について】

ふりがな		氏名		生年月日	昭和 年 月 日 平成	
在学する学校	学校の名称	東京都立竹台高等学校 学校の種類・課程・学科：高等学校・全日制課程・普通科				
	学校の所在地	東京都 荒川 市 区 東日暮里5-14-1				
	在学期間	令和 年 月 日 ~ 年 月 日				
過去の高等学校等における在学期間	学校名	立	年 月 日	~	年 月 日	学校の種類： 課程：全・定・通・専 学年制・単位制 学科：
	在学時に奨学のための給付金を受給した回数	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 1回 <input type="checkbox"/> 2回 <input type="checkbox"/> 3回 <input type="checkbox"/> 4回 <input type="checkbox"/> 不明				
	学校名	立	年 月 日	~	年 月 日	学校の種類： 課程：全・定・通・専 学年制・単位制 学科：
	在学時に奨学のための給付金を受給した回数	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 1回 <input type="checkbox"/> 2回 <input type="checkbox"/> 3回 <input type="checkbox"/> 4回 <input type="checkbox"/> 不明				

【学校使用欄】

〈学校取受欄〉	
学校番号	0740507
授業料年度	
課程コード	010
生徒マスター番号	

(提出書類のチェック)

- 東京都国公立高等学校等奨学のための給付金受給申請書（本様式）
- 収入に関する証明書（下記のいずれか）
 - 生活保護受給証明書
 - 生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書
 - ※ 生活保護受給証明書により、生業扶助（高等学校等就学費）の措置状況が確認できる場合は、提出不要。
- 個人番号カードの写し
- 個人番号が記載された住民票、住民票記載事項証明書の写し
- 当該年度の住民税（非）課税証明書等
- 基準日現在、保護者等が都内に住所を有していることが分かる書類（住民票写し又は住民票記載事項証明書）
- 基準日現在、15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいることが分かる書類（健康保険証の写し等）
- 口座振替依頼書及びその記載内容が確認できる通帳の写し
- その他の必要書類（在学証明書、充当委任状等）

(裏面へ続く)

【2 保護者等（専攻科の場合は生計維持者）の収入の状況について】

(1) から (3) までのうち、該当する□にレ印を付けてください。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書を提出します。

<input type="checkbox"/>	生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書 （以下のいずれか） ・生業扶助受給の証明ができる生活保護受給証明書 ・生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（様式2）
--------------------------	---

(2) 次の者の個人番号カードの写し等（個人番号カードの写し、個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書等）又は課税証明書等を提出します。

	個人番号カード等	課税証明書等	
ア	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	親権者（両親）2名分 生徒が未成年（18歳未満）であり、親権者（両親）が2人存在する場合
イ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	親権者1名分 （親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。） ・離婚、死別等により親権者が1名の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1名の個人番号カードの写し等を提出できない場合 等 ・（専攻科のみ）満18歳となる日の前日において里親等に委託されていた場合、児童養護施設等に入所していた場合、そのほか社会的養護が必要と認められる場合はオ又はカのいずれかの□にレ印を付けてください。
ウ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	未成年後見人（ ）名分 （未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。）
エ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者（以下「主たる生計維持者」という。）（両親等）2名分 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
オ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	主たる生計維持者1名分 ・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等
カ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	生徒本人 ・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 ・未成年であるが、都（道府県）民所得割及び区（市町村）民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等

※ 専攻科の場合、「親権者」とあるのは「父母」と読み替えるものとする。

(1) 又は (2) において、証明書等を添付する者の氏名、高校生等との続柄及び1月1日現在の市区町村までの住所

氏名	高校生等との続柄	氏名	高校生等との続柄
都道府県	市区町村	都道府県	市区町村

(3) 次の理由により、個人番号カードの写し等又は課税証明書等を提出しません。

<input type="checkbox"/>	所得確認の対象が生徒本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが、未成年で都道府県民税所得割及び区市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていないため。
--------------------------	--

【3 扶養親族等の状況について】 非課税世帯（【2】の（2）又は（3）にレ点を付けた場合）は、記入してください。

扶養している（※）お子様	続柄	氏名	生年月日	学校名・職業等	課程 (高校生等の場合記入)
					<input type="checkbox"/> 通信制/専攻科 <input type="checkbox"/> 上記以外
			昭・平 年 月 日		<input type="checkbox"/> 通信制/専攻科 <input type="checkbox"/> 上記以外
			昭・平 年 月 日		<input type="checkbox"/> 通信制/専攻科 <input type="checkbox"/> 上記以外
			昭・平 年 月 日		<input type="checkbox"/> 通信制/専攻科 <input type="checkbox"/> 上記以外

※ 以下に該当する兄弟姉妹の状況を、生徒本人の状況を含めて記入してください（該当する兄弟姉妹がない場合、生徒本人の状況のみ記入してください。）

- ・7月1日現在15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹
- ・7月1日現在高校生である兄弟姉妹

※ 「続柄」欄に、年長の順に第1子、第2子と記入してください。

※ 兄弟姉妹が「奨学のための給付金」の申請を行う場合、提出する申請書の扶養親族欄には、必ず同じ状況を記載してください。

【4 申請の状況について】

(1) 次の4点を確認の上、□にレ点を付けてください。

<input type="checkbox"/>	この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
<input type="checkbox"/>	この申請書に虚偽の記載があった場合は、東京都の求めに従いその全額を即時返還します。
<input type="checkbox"/>	私は東京都以外の道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っていません。
<input type="checkbox"/>	この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。））の支弁対象ではありません。

(2) 非課税世帯（【2】の（2）又は（3）にレ点を付けた場合）は、以下の内容を確認の上、□にレ点を付けてください。

<input type="checkbox"/>	私の世帯は、7月1日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助を受けていません。
--------------------------	---